

名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託に関する公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和4年7月15日

契約事務受任者

名古屋市子ども青少年局長 土本 仁美

1 業務の概要

(1) 業務名

名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託

(2) 業務内容

「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体募集要項」（以下「募集要項」という。）、「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び参考資料のとおり。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

守山区上志段味小学校のみ令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

2 参加資格

応募に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 法人格を有する団体（以下「法人」という。）又は法人を代表者とする複数の団体（法人格を有しないものを含む。）による共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人及びコンソーシアムを構成する団体（以下「法人等」という。）は、法人設立後2年以上経過している者、又は、法人設立後2年未満の者で、かつ、次のアからウの要件を満たす団体として2年以上の活動実績を有するものであること。

ア 団体としての規約があること

イ 事業計画書及び事業報告書が作成されていること

ウ 団体としての決算を行っていること

ただし、コンソーシアムの構成団体であって、代表者である法人以外の団体については、この限りではない。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本件に参加しようとしなない者であること。
- (8) 本件の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本件の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件（参考資料⑳「名古屋市指名停止要綱」参照）に該当する行為を行っていない者であること。
- (9) 本件の公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。
- (10) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する者、又は契約締結までに有する見込みである者であること。
- (12) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を始めとする労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政処分を除く。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。

3 コンソーシアムによる応募の留意点

コンソーシアムで応募する場合には、次の事項に留意してください。

- (1) 参考資料⑳「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体コンソーシアム（共同事業体）取扱要領」を参照してください。
- (2) 同一の放課後事業等実施校に対して、他のコンソーシアムの一員として、または単独の法人として、重複して応募することはできません。
- (3) 2 の「応募参加資格」については、コンソーシアムを構成するすべての団体が、(2) 以外の(1)から(12)までのすべての項目について満たす必要があります。

4 参加手続き

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進室
(名古屋市役所東庁舎 7 階)

電話 052-972-3229 FAX 052-972-4119

メールアドレス a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービス (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp>) からダウンロード又は担当部署で配布する。

5 応募関係書類の提出

(1) 提出書類、部数、受付期間

提出書類		部数	受付期間 (注1)
応募申請 (注2)	26 ページから 28 ページ	14 部 (正本 1 部、 副本 13 部)	令和 4 年 8 月 17 日 (水) から 令和 4 年 8 月 19 日 (金) まで
応募追加書類 (注3)	29 ページ	同上	令和 4 年 10 月 3 日 (月) から 令和 4 年 10 月 5 日 (水) まで

(注1) 受付期間の最終日を提出期限とし、提出期限以降に提出された書類は無効とします。

(注2) 応募した学区の応募事業者数が 2 者以上で、学区評価員による評価を実施する対象となった場合、10 月中旬頃、学区評価員向けのプレゼンテーションを撮影します。(11 ページ参照) 撮影日時や場所等詳細については、対象事業者に 10 月上旬頃ご連絡いたします。

(注3) 応募追加書類 (第 2 次審査用) は、第 1 次審査通過者のみ提出していただきます。

(2) 提出場所

「1 担当部署及び問合せ先」に同じ

提出書類の確認をするため、必ず提出前日までに電話連絡の上、ご持参ください。

(3) 受付時間

受付時間 (電話での事前連絡を含む。) は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時 15 分まで (正午から午後 1 時までを除く。) とします。

(4) 提出方法

ア 提出の際は、1 部ごとに、A4 版のファイルに書類番号の順序で綴じ、各書類番号の最初のページには、当該書類番号のインデックスを付けてください。

イ 提出する A4 版のファイルはそれぞれ、以下のように表紙ラベル及び背ラベルを付けてください。

①「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体応募申請書類 (事業者名)」

②「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体応募追加書類 (事業者名)」

ウ 様式ごとに 2 枚以上にわたる場合は、可能な限り両面印刷してください。

エ 本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上としてください。

オ 電子メールで、提出書類の電子データもご提出ください。

6 募集説明会の開催

募集説明会を以下のとおり開催いたします。参加を希望される場合は、募集説明会参加申込書(様式A)に必要事項を記入のうえ、提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集説明会を中止する場合があります。

(1) 募集説明会会場

名古屋市役所西庁舎 1 2 階 (西 1 2 A 会議室)

(2) 説明会開催日時

令和 4 年 7 月 27 日 (水) 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

(3) 受付場所

(1) と同じ

(4) 参加人数

各応募事業者 2 名以内

(5) 申込み方法

「1 担当部署及び問合せ先」に示す場所へ電子メールで提出してください。

電子メールの件名は「募集説明会参加申込み希望」としてください。

電子メール送付後、電話で到着確認をされることをお勧めします。

(6) 申込み期限

令和 4 年 7 月 25 日 (月) 午後 5 時 15 分まで

(7) その他

ア 当日募集要項、仕様書、参考資料は、事業者ごとに 1 部用意いたします。2 名でご参加の場合は、必要に応じて持参してください。

イ 説明会に不参加であっても、本プロポーザルへ参加することはできます。

ウ 本公募対象の放課後事業等実施校の学校平面図を希望される場合は、募集説明会参加申込書(様式A)にご記入ください。

エ 募集説明会に参加しないが、学校平面図を希望される場合は、別途ご相談ください。

オ 放課後事業等実施校の学校経営案(抄)(※)を希望される場合は、名古屋市市民情報センター(名古屋市役所西庁舎 1 階)で複写することができます。

なお、個別に小学校に問合せたり、訪問したりすることは、ご遠慮ください。

※学校経営案(抄)の内容

① 教育目標

② 本年度学校教育の努力点とその推進計画

③ 授業時間数年間配当表

④ 週間課程表

⑤ 学級編制表および教科担当表(校長・教頭を含む。)

⑥ 年間行事計画表

⑦ 現職教育計画

⑧ 校務分掌表(学校運営機構)

⑨ 学校平面図(学級名など記入)

⑩ 学区地図

⑪ その他

7 審査の方法及び運営主体の選定

運営主体の選定方法は、公募型プロポーザルとし、本市が選任する「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体候補者選定にかかる評価委員」（以下「評価委員」という。）が、評価基準に基づき提案内容等を評価します。

また、複数の事業者が応募した学区のうち、評価に参加すると決めた学区は、当該学区のトワイライトスクール（トワイライトルーム）運営連絡会等から選出された者（以下「学区評価員」という。）も、評価基準に基づき提案内容等を評価します。その結果を踏まえ、本市が契約候補者を選定し、運営主体を決定します。

8 審査の実施

(1) 第1次審査（評価委員による書面審査）

ア 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び評価基準に基づき全般（応募校ごとの提案事項を除く。）について評価し、事業者ごとの評点をつけます。

イ 評価は、事業者ごとに行います。

ウ 第1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、応募校ごとに点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとします。

エ 応募事業者が3者以下の学区は、第1次審査を実施しません。

オ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、書面で令和4年9月26日（月）通知（発送）予定です。

カ 第1次審査及び第2次審査の過程で、評価委員から書面による質問がある場合があります。

(2) 第2次審査（書面、プレゼンテーション及びヒアリング審査）

ア 評価委員による評価

(ア) 令和4年10月中旬から12月中旬に行う予定です。（複数回実施していただく可能性があります。）

(イ) プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものです。提出された企画提案書類等のみを使用し行ってください。提出した提案内容の概要であっても、他の資料・機材等は使用しないでください。

イ 学区評価員による評価

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場で行うプレゼンテーション等は実施せず提案書類（書類番号20及び21）、プレゼンテーションを録画したDVD視聴及び書面による質疑応答により、評価を行います。

(ア) 評価期間は、令和4年10月中旬から令和4年11月中旬にかけて行う予定です。

(イ) トワイライトスクール（トワイライトルーム）運営連絡会等が評価に参加しないと決定した学区及び応募事業者が1者だった場合は、評価委員による提案評価のみとします。

ウ その他

評価は、一部の項目について応募校単位で行います。応募校ごとの提案事項も含

め、提出書類やプレゼンテーション等をもとに、評価委員及び学区評価員が評価基準に従い審査し、最終的に評価委員に意見聴取を行います。

9 その他

- (1) 応募者は、募集要項及び仕様書の記載内容等を承諾した上で、応募関係書類等を提出するものとします。
- (2) 提出していただいた書類の記載内容について放課後事業推進室から、内容確認や補足説明等を求める場合があります。
- (3) 募集要項に示した参加資格を有しない者の提出した応募関係書類等は無効とします。
- (4) 提出された書類等に虚偽の記載又は記録がある場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがあります。
- (5) 募集要項に示した書類等の作成及び提出に関する条件に違反した提案は、無効とします。
- (6) 提出期限前の変更、補記及び修正は、代表者印による訂正印を押印し、期限までに再提出してください。
- (7) 提出期限後の差し替え、提出及び再提出は、認めません。ただし、本市から指示があった場合は除きます。
- (8) 本市が必要と認める場合は、期限を定めて追加書類の提出を求めることがあります。追加書類の取扱い等については、応募申請書に準じます。
- (9) 書類提出後に参加資格要件を満たさなくなった等の理由により辞退する際には、辞退届（様式任意、要代表者印）を提出してください。
- (10) 応募や辞退に関して必要となる一切の費用は、応募者負担とします。
- (11) 本市が提供する資料は、公募に関わる検討以外の目的での使用を禁じます。
- (12) その他詳細は、募集要項及び仕様書によるものとします。